

日本の点字

第 20 号

目 次

まず足元を見つめたい	
— 点字の市民権拡大を阻むものは — … 岩山 光男 …	1
第 2 回あん摩・マッサージ・指圧師試験、はり師試験、 きゅう師試験における点字表記について ……………	4
同音異穴の点字注記標準化についての提案 ……………	7
理療関係用語の表記についての検討案 … 関東地区小委員会 …	17
数式表記の解釈及び追記について …点字科学記号専門委員会 …	32
点字理科記号の解釈について …… 点字科学記号専門委員会 …	34
日本点字委員会総会報告 ……………	37
編 集 後 記 ……………	39

1994年12月

日 本 点 字 委 員 会

まず足元を見つめたい

— 点字の市民権拡大を阻むものは —

岩山 光男

「これから点字の表記法に関する具体的な問題について、活発なご意見を交えながらしっかり研修いたしてまいりたいと思います。ところで、話合いを進めてまいります上で、その手掛かりとなる資料なのですが、ご承知の通りの忙しさに振り回され、墨字の方はどうにか用意出来たんですが、点字資料を調えるまでには手が回りませんでした。それで点字使用の方には必要の都度、資料を読み上げますのでご不便でしょうけどお許しいただきたいと思います。」

とある点字図書館研修会でのひとこまである。見慣れ聞き慣れたなんの変哲もない風景だとして見過ごしにされ続けてきたこの場面——でも、一言だけ言いたいなと私は心につぶやくのだ。

こんな時、取りあえずは点字資料を先に調べ、その後に墨字の資料に手を伸ばすというやり方は、どうして取られないのだろうか。よく考えてみると誠に不思議でありながら、それでいて、その不思議が大手を振ってまかり通っているというのが、盲学校をはじめ盲界施設や組織における今日の状況ではないのだろうか。

話を先程の研修会にもどそう。ああした会合に席を連ねるような晴眼職員であれば、その誰もが点字の読み書きについて相当程度の知識と技能を備えておられるはずである。したがって、点字の資料が前に置かれたからといって、そんなにうろたえることも、あるいは当惑することもおそらくはないだろうと思うし、また是非そうあってほしいものである。

「ビジネスの必要性から点字の読み書きはまあ承知しているけれど、それはあくまでもセカンドレターであって、ファーストレターはやっぱり墨字なんですよ」と、つぶやく声が聴えてきそうである。でも考えていただきたい。全盲の出席者にはセカンドレターなどといったぜいたくな文字はないのである。これ以上のことは改めて書く必要などなさそうである。ようするに晴眼者には、ファーストレターによる資料が配布され、視覚障害者は、これに対して無の状態で議論せねばならないのである。この図式の上に「弱者・強者」の概念をかぶせてみて皆さんはどうお思いになるのだろう

う。

私の勤務先、名古屋盲人情報文化センターでは、点訳部門における校正作業推進にあたって、職員も校正ボランティアも校正表は一切、点字でしか書かないことにし全員がこれを守っている。そうすることの善しあしについては様々な議論もあるだろうが、点字図書館の日常業務の中で、点字が文字としての市民権をどこまで付与されているかを思う時、この一線だけは、どんなにしても壊してはならないと考えている。晴眼職員が圧倒的多数を占める全国点字図書館の業務推進に際しても「点字の市民権問題」は、その施設の外にあるのではないことを今少し反省する必要があるのではなからうか。いかにニューメディア機器の開発がすすみパーソナルコンピュータが威力を発揮するとしても、晴眼者職員の点字に対する「きめこまかな配慮」をえられずして点字図書館事業の健やかな発展は望みうべくもないのではなからうか。

話はかわるが――最近、名古屋市の人件課から墨字・点字同文の公文書が送られてきた。そして、それと同じ日に某点字図書館から私宛に墨字の連絡状が郵送されてきた。別に皮肉を言うつもりはないが、このリアリティーに向かい合わされて、ちょっぴり複雑な気持になったことは確かである。

当名古屋市では、この2・3年職員の中から希望者を選抜し、二日間合計8時間の点字初級講習会を開くとともに、これに加えて延べ10日間40時間の日程で、中級講習会をも企画し勤務時間を振り当てるというかたちで「点字の理解者養成」に努めている。これまでの受講者数は合計で初級80余名、中級40名に達しており、その研修講師を引受けさせられて、ステージに立ちながら私は否応なく時代の大きな変革を感じないではいられなかった。講習を終えた後も個人的に指導を受けたいと願う職員の数を決して少なくはないのである。

国家・地方公務員試験における点字受験の広がりにもみられるように、過去において極めて冷淡だった行政機関が、その真意がいくにあるかはなお定かではないにしても、最近目立って点字の市民権拡大に意欲を示しはじめてきている。マスコミにしても、それはそれなりの動きを見せ、一般社会への啓蒙という点で一役、買っていると言えなくもない。そもそもが、ゼロの状態だった部分が、この頃になって、ほんの少々動きだしたからと言って、やたら笛や太鼓でさわぐほどのこともあるまいとお考えになる向きもあるかも知れないが、私が言いたいのは、たとえ仮にそうであったとしても、過去の無の状態のまままでとどまっているよりは、どれ程ましかな知れないということである。そして、もう一つ、これに引きかえ、「点字」を基盤にして成り立っ

ている盲学校や点字図書館の世界が、外に向ってのゼスチャーという部分はさて置くとして、その日常的な営みを通じて、点字の市民権拡大に向けてどれ程真剣な取り組みをしてきたかということである。

郵便ポストに点字の表記がなされたことも地下鉄駅階段の手すりに、点字案内が取りつけられたことも思えば、点字の社会的進出という点で、目覚ましい成果だと捕らえていいだろう。けど私が、冒頭に指摘したような研修会が、盲学校の職員室や点字図書館の集会室なんかで、人しれずくり返えされている限り、「事」の明るい進展への道程は、なお険しく、はるかなものがあると言わざるをえない。せめてこの世界に住む人々のすべてが、点字を墨字と同格のレベルにおいて、とらえる共通の認識を育てていくよう、これからの日々を心して歩んでいただけることを、ただに祈って止まないのである。

数にかかわらず、その箇所で必要な一マスあけか二マスあけの役割を果たすものとみなす。また、行の最後まで書ききって、行末にマスあけの余裕がなくても、行移しをすることによって一マスあけか二マスあけの役割を果たすので、行移しの場合には、行頭でマスあけをしてはならない。なお、本来ひと続きに書き表すべき複合動詞の『する』の前、助詞の前、助動詞のうち、『ようだ』・伝聞の『そうだ』・『ごとし』・『らしい』・『みたい』・『です』・『だ』の前、単位の前、カッコ類や点訳者挿入符の開き符号の前、波線や複合語内部のつなぎ符の後ろなどで、行移しをしてもよい。」と規定している。しかし、なお書き以降については、一般出版物等についての許容事項なので、試験問題などでは助詞の前で行移しをしないほうが読みやすい。

他の公的試験でも配慮がなされているように、助詞だけを行移しすることについては再考が求められる。

(文責：岩屋 芳夫)

同音異穴の点字注記標準化についての提案

I はじめに

経穴の総数は、WHO では361穴と規定しており、国内で現在用いられている教科書の記載では354穴となっている。それらの内には、別の経穴でありながら発音が同じであるもの、いわゆる同音異穴が22組存在する。その内、竅陰・五里・三里・通谷・陽関・臨泣の6組は、漢字も同じであるので、WHO では、「手三里」「足三里*」などのように、その経穴の部位を示す語を頭に冠して呼び分けることとしている。

点字は表音仮名文字体系であるから、同音異穴の表記に当たっては、それらを正しく区別するために何らかの工夫を施す必要がある。前述の WHO 方式によれば、6組の同字同音異穴は問題ないが、残る16組の異字同音異穴について工夫が必要である。また、何らかの理由で WHO 方式を取らない場合は、22組の同音異穴全体についてその工夫が必要となる。

ところで、現状はどうであろうか。大まかに次の二つに分けられるであろう。

- (1) 同音異穴を区別するための特別の処理をしていない。
- (2) 点字注記によって同音異穴を区別している。

(1)の場合、当然のことながら、判断は100%読み手に委ねられる。前後の文脈などで明かな場合もあるが、どちらとも判断しかねる場合も少なくない。試験問題や教科書などでは特に大きな問題となるであろう。(2)の場合、注記の内容や注記の付け方について統一的な取り決めがないため、出版社・点訳者・教材作成者・試験問題作成者などにより、その実態はバラバラである。それなりに区別できれば良いとも言えるが、時に迷いや混乱の基ともなっている。特に、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の全国統一試験が実施されるに至ったこととも相まって、同音異穴表記の標準化を望む声が最近しきりである。日本点字委員会ではこのような現状に鑑み、第30回総会において同音異穴の点字注記標準化について討論した。関東地区小委員会の原案を

* WHO の規定では、漢字で「手三里」「足三里」と書いて「テノサンリ」「アシノサンリ」と読むことになっている。点字では発音どおり「テノ□サンリ」「アシノ□サンリ」と書く。

基として議論を進め、一定の結論を得たので、以下に紹介し、関係者各位の御批判を請う次第である。

Ⅱ 注記の内容

<1> 基本的な考え方

同音異穴を表記によって区別するということは、名称を用いず、名称以外の観点で説明して経穴を区別することである。ここでは、1. 経穴の国際番号、2. 所属経絡名、3. 部位説明、4. 漢字説明、5. 要穴配当、6. 穴名の意義、の六つの観点を取り上げ、注記内容の候補とした。

ところで、六つの注記内容の優先順位であるが、従来からの使われ方を参考に整理すると、次のように考えて良いであろう。

- (1) 所属経絡名
- (2) 部位説明
- (3) 漢字説明
- (4) その他

この優先順位はあくまでも標準的な目安であって、これがあらゆる場合に適合するとは限らない。例えば、試験問題で経穴の所属経絡名を問うような場合、経絡名で注記するわけにはいかない。また、部位を尋ねる問題では、部位説明による注記が不適當であることは当然であるが、経絡名による注記であっても時にはそれがヒントになってしまうこともありうる。さらには、前後の文脈から、経絡名や部位説明でなく、漢字説明で注記したい場合もあるであろう。すなわち、書き手は、先に示した標準的な目安としての優先順位を基本に踏まえながら、注記一般の原則である短く簡潔で判りやすくを旨とし、その場その場に応じた弾力的な対応を迫られることとなる。

次に、注記内容の表現であるが、これについてはその場その場で変わるものない一貫した表現が望ましい。そこで、六つの各観点について次の考え方で整理し、検討を試みた。

1. 経穴の国際番号：1989年にジュネーブで開催された WHO のはり用語標準化国際会議の決定に従うこととした。

2. 所属経絡名：経絡のフルネームは長いので、例えば、「肺経」「大腸経」など臓腑名のみを含む省略型を用いることとした。

なお、天宗と天窗は、共に小腸経であるので、これを経絡名で注記する時は、「ショー

チヨウケイ□11」「シヨウチヨウケイ□16」のように番号を併記することとした。

3. 部位説明：同字同音異穴に関する WHO の呼称に準拠し、「テ」「アシ」「カオ」「ハラ」などの語で表すこととした。

この場合、例えば衝門については、腹部と大腿部の境にあるところから、「ハラ」「モモ」「ソケイブ」などの案が考えられるが、「ハラ」では章門の部位説明とぶつかること、「ソケイブ」は漢語であり、これだけを漢語にすると違和感があること、衝門の場所は下肢の付け根とも解釈できること、WHO で「足」を広く下肢の意味に用い、大腿部にある五里を「足五里」と呼称していることなどを参考に、「アシ」を採用することとした。同じ理由で、臀部と大腿部の境にある承扶は「アシ」、腋窩にある極泉は「テ」とした。

また、少商と少衝は、共に手にあるので、少商は「オヤユビ」、少衝は「コユビ」と細かく表示して区別することとした。

4. 漢字説明：少海（シヨウワ□スクナイ）と小海（シヨウワ□チイサイ）のように漢字1字だけが異なる場合は、その異なる1字だけを取り上げて説明し、区別することとした。また、少商（スクナイ、□アキナウ）と承漿（ウケタマワル、チノ□ケツシヨウノ□シヨウ）のように漢字2字とも異なる場合は、2字共に取り上げて説明することとした。

また、漢字説明の仕方は次の優先順位に従った。

(1) 常用訓のある漢字は、その常用訓

[例] 曲泉（キョクワ□マガル）

(2) 常用訓がなくても定着した和語読みのある漢字は、その和語読み

[例] 神堂（ドーワ□タカドノ）

(3) その漢字を含む熟語

[例] 衝陽（シヨウワ□シヨウトツノ□シヨウ）

(4) その漢字の意味

[例] 観膠（ケンワ□ホオボネノ□ケン）

(5) その漢字の部首

[例] 下腕（カンワ□ニクヅキニ□カンゼンノ□カン）

5. 穴名の意義：全国盲学校長会編『経絡経穴概論』の穴名の意義に関する項の記載を参考にできるだけ短く要約した。

<2>注記内容一覧

経 穴 名		経 穴 の 国際番号	所 属 経 絡 名	部 位 説 明
① きもん	箕 門	SP11	脾 経	足
	期 門	LR14	肝 経	腹
② きょくせん	極 泉	HT1	心 経	手
	曲 泉	LR 8	肝 経	足
③ げかん	下 関	ST7	胃 経	顔
	下 皖	CV10	任 脈	腹
④ けんり	懸 釐	GB6	胆 経	顔
	建 里	CV11	任 脈	腹
⑤ けんりょう	顙 髎	SI18	小腸経	顔
	肩 髎	TE14	三焦経	肩
⑥ しょうかい	少 海	HT3	心 経	肘前面
	小 海	SI8	小腸経	肘後面
	照 海	KI6	腎 経	足
⑦ しょうきゅう	承 泣	ST1	胃 経	顔
	商 丘	SP5	脾 経	足
⑧ しょうしょう	少 商	LU11	肺 経	親 指
	少 衝	HT9	心 経	小 指
	承 漿	CV24	任 脈	顔
⑨ しょうふ	少 府	HT8	心 経	手
	承 扶	BL36	膀胱経	足
⑩ しょうもん	衝 門	SP12	脾 経	足
	章 門	LR13	肝 経	腹
⑪ しょうよう	商 陽	LI1	大腸経	手
	衝 陽	ST42	胃 経	足
⑫ しんどう	神 堂	BL44	膀胱経	背外側
	神 道	GV11	督 脈	背正中

漢 字 説 明	要 穴 配 当	穴 名 の 意 義
箕は農機具の「ミ」(注2)		邪気を分ける所
期は1学期の「キ」(注3)	募 穴	肝の反応点
極はきわめる(注1)		心経の湧きでる所
曲はまがる(注1)	合水穴	膝関節部の反応点
関はせき(注1)		頬骨弓の下
腕は肉づきに完全の「カン」(注5)		胃の下部
かける(注1)、おさめる(注2)		頭痛に効く穴
たてる(注1)、さと(注1)		小腸の起始部
顚はほお骨のけん(注4)		頬骨のかどすみ
肩はかた(注1)		肩甲骨のかどすみ
少はすくない(注1)	合水穴	少陰心経の反応点
小はちいさい(注1)	合土穴	小腸経の反応点
照はてる(注1)	八総穴	腎経の反応点
うけたまわる(注1)、なく(注1)		涙を受ける所
あきなう(注1)、おか(注1)	経金穴	肺と関係する穴
すくない(注1)、あきなう(注1)	井木穴	肺経の末端
すくない(注1)、衝突のしょう(注3)	井木穴	心経の末端
うけたまわる(注1)、血の血漿のしょう(注3)		ヨダレを受ける所
すくない(注1)、大阪府のふ(注3)	栄火穴	少陰心経の反応点
うけたまわる(注1)、たすける(注2)		下肢疾患に効く穴
衝は衝突のしょう(注3)		心下部に突き上げる症状に効く穴
章は文章のしょう(注3)	募 穴	脾の反応点
商はあきなう(注1)	井金穴	大腸経の出発点
衝は衝突のしょう(注3)	原 穴	胃経の脈どころ
堂はたかどの(注2)		心臓の生気が集まる所
道はみち(注1)		心臓に通じる所

⑬ ちゅうりょう	肘 髎	LI12	大腸経	手
	中 髎	BL33	膀胱経	尻
⑭ てんそう	天 宗	SI11	小腸経11	背
	天 窓	SI16	小腸経16	頸
⑮ ふよう	不 容	ST19	胃 経	腹
	附 陽	BL59	膀胱経	足
⑯ ようこう	陽 綱	BL48	膀胱経	背
	陽 交	GB35	胆 経	足
⑰ きょういん	頭竅陰	GB11	胆 経	頭
	足竅陰	GB44	胆 経	足
⑱ ごり	手五里	LI13	大腸経	手
	足五里	LR10	肝 経	足
⑲ さんり	手三里	LI10	大腸経	手
	足三里	ST36	胃 経	足
⑳ つうこく	足通谷	BL66	膀胱経	足
	腹通谷	KI20	腎 経	腹
㉑ ようかん	膝陽関	GB33	胆 経	膝
	腰陽関	GV3	督 脈	腰
㉒ りんきゅう	頭臨泣	GB15	胆 経	頭
	足臨泣	GB41	胆 経	足

「付1」 つうこく（腎経）の漢字は、WHOの規定では通谷であるが、全国盲学校長
会編『経絡経穴概論』の記載では通穀となっている。

「付2」 天牖は、WHOの規定では、「てんゆう」と読むが、一部に「てんよう」と
読む慣習もあり、その場合、天容と同音異穴になる。

（注1） 常用訓による説明

（注2） 常用訓でない和語読みによる説明

（注3） 熟語による説明

（注4） 意味による説明

（注5） 部首による説明

肘はひじ（注1）		肘の上の骨かどにある穴
中はなか（注1）		下髻の上の穴
宗は宗教のしゅう（注3）		宗気の集まる所
窓はまど（注1）		天の気の出入口
不可能のふ（注3）、内容のよう（注3）		噴門部にある穴
足へんに気が付くつつ（注5）、陰陽のよう（注3）		足背に効く穴
綱はつな（注1）		陽病に効く穴
交はまじわる（注1）		胆経と陽維派の交叉点
		耳に効く穴
	井金穴	耳に効く穴
		不明
		不明
		陽病の初期に効く穴
	合土穴	陽病の初期に効く穴
	栄水穴	経脈が流れ通る所
		穀物の通過点
		膝の外側にある穴
		陽の気に出入口
		目に効く穴
	兪 穴 八総穴	目に効く穴

「参考」 十四経脈の名称と経穴数

- ① 肺 経 (L U) 11穴=手太陰肺経 (テノ□タイイン□ハイケイ)
Lung Meridian
- ② 大腸経 (L I) 20穴=手陽明大腸経 (テノ□ヨーメイ□ダイチャーケイ)
Large Intestine Meridian
- ③ 胃 経 (S T) 45穴=足陽明胃経 (アシノ□ヨーメイ□イケイ)
Stomach Meridian
- ④ 脾 経 (S P) 21穴=足太陰脾経 (アシノ□タイイン□ヒケイ)
Spleen Meridian
- ⑤ 心 経 (H T) 9 穴=手少陰心経 (テノ□ショーイン□シンケイ)
Heart Meridian
- ⑥ 小腸経 (S I) 19穴=手太陽小腸経 (テノ□タイヨー□ショーチャーケイ)
Small Intestine Meridian
- ⑦ 膀胱経 (B L) 67穴=足太陽膀胱経 (アシノ□タイヨー□ボーコーケイ)
(63穴) Bladder Meridian
- ⑧ 腎 経 (K I) 27穴=足少陰腎経 (アシノ□ショーイン□ジンケイ)
Kidney Meridian
(国内の教科書では照海が5、水泉が6)
- ⑨ 心包経 (P C) 9 穴=手厥陰心包経 (テノ□ケツイン□シンポーケイ)
Pericardium Meridian
- ⑩ 三焦経 (T E) 23穴=手少陽三焦経 (テノ□ショーヨー□サンショーケイ)
Triple Energizer Meridian
- ⑪ 胆 経 (G B) 44穴=足少陽胆経 (アシノ□ショーヨー□タンケイ)
(43穴) Gallbladder Meridian
- ⑫ 肝 経 (L R) 14穴=足厥陰肝経 (アシノ□ケツイン□カンケイ)
(13穴) Liver Meridian
- ⑬ 督 脈 (G V) 28穴=督脈 (トクミャク)
(27穴) Governor Vessel
- ⑭ 任 脈 (C V) 24穴=任脈 (ニンミャク)
Conception Vessel

合 計 361穴 (国内の教科書では354穴)

Ⅲ 注記の付け方

1. 注記を文中に入れると文の流れを中断することになるので、必要最小限度に止め、入れる場合も短く簡潔にするのが大原則である。

2. 同音異穴であっても、前後の文脈から明かにその経穴を特定できる場合は、注記を入れない。また、同じ経穴が繰り返して出てくる場合で、最初に注記すれば足りる場合は、後の繰り返しには注記を付けない。

3. 注記の前後は、点訳では点訳者挿入符、書き下ろしなどではカッコ類でくくる。なお、書き下ろしなどで、墨字版と点字版に共通の説明カッコを第1カッコで表しており、それと注記のカッコを区別したい場合は、第2カッコや点訳者挿入符を用いることができる。

4. 注記の位置については次のように考える。

(1) 経穴名の直後に付けることを原則とする。

[例] キョクセン (シンケイ) テンソー (ショーチョーケイ□11)

キモン (ハラ) ショーカイ (ショーワ□チイサイ)

ショーショー (スクナイ、□アキナウ) フヨー (ST19)

ショーヨー (セイキンケツ)

ショーヨー (ヨーメイ□イケイヲ□ウカガウ□ミャクドコロ)

(2) 経穴名の途中に注記を割り込ませる方法もあるが、経穴名を中断する欠点がある。

[例] ケン (カタ) リョー キ (1ガッキノ□キ) モン

(3) 文の流れを損なわないために、注記を経穴名の前に置くこともできる。

[例] (ポケットノ) □ショーモン (カオノ) □ケンリ

Ⅳ おわりに

以上、日本点字委員会第30回総会で検討した「同音異穴の点字注記標準化についての提案」を紹介した。点字であるが故に同音異穴の取扱いについて不利益を被ることがあるとすれば、たいへんゆゆしいことであり、極力そのようなことのないよう条件整備に努めなければならない。6組の同字同音異穴については、教育、行政（特に国家試験関係）、出版（教科書や専門書等）などの関係者間で、WHOの規定に従う旨の合意が得られれば、問題は速やかに解消する。残る16組の異字同音異穴並びに同字同音異穴であっても古典文献の点字表記に当たっては、今回取り上げた点字注記の工

夫が必要である。今回の提案に対し、関係各位の忌憚のない前向きな御批判・御意見を期待する次第である。

(文責：宮村 健二)

理療関係用語の表記についての検討案

関東地区小委員会

I はじめに

昨年の日点委第29回総会以降、理療関係用語の表記が話題となっている。ところで、なぜ今理療用語なのであろうか。日本の点字表記法を決定する唯一の機関として、1966年（昭41）に日点委（日本点字委員会）が誕生してから28年になる。その間、日点委は、点字表記法の統一と体系化を目指して活動を続けてきた。1971年（昭46）の『日本点字表記法（現代語編）』、1980年（昭55）の『改訂日本点字表記法』、1990年（平2）の『日本点字表記法 1990年版』と進むにつれ、その成果は着実に積み上げられてきている。その間、表記法をめぐる議論で主たる対象とされてきたのは、一般用語の表記であり、専門用語である理療関係用語の吟味は、視野の一端に入れながらも、いわば埒外に置かれてきた。しかしながら、視覚障害者の大半が携わる理療であってみれば、いつまでも手付かずのまま放置するわけにはいかない。日本点字表記法の統一と体系化が相当程度進んだ今日、ようやくその機が熟したといえようか。一方、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の全国統一試験の実施によって、世界にも類例をみない大規模な点字受験が展開されることとなり、その観点からも理療関係用語の点字表記統一の重要性が指摘されている。以上のような事情から、理療関係用語の表記見直しの機運が今高まりつつあるといえよう。

関東地区小委員会では、昨年秋より、月例会においてこの問題を取り上げ、議論を進めてきた。その結果を、本年の第30回総会に、中間報告も兼ねて検討案として提出した。総会では予想どおり白熱した議論が展開され、その意味でたいへん意義深かったと思う。なにしろ理療用語表記の検討は、緒に就いたばかりであり、一気に意見一致をみるには至らなかったが、特に理療教育の面では大切な問題であるとの見解で一致し、『日本の点字第20号』に検討案を掲載し、広く全国の関係者に問題提起すること、そしてできれば全国的な規模での議論を期待し、それを通じてより良い結論を目指すということで衆議一決した。そこで、総会の席上出されたいいくつかの指摘も踏まえ、補足修正を加えた検討案を以下に紹介する。

繰り返しお断りするが、これはあくまでも検討案であって、決定ではない。読まれ

て疑問なり反対意見なりを持たれる方も多いかと思う。そのような場合には、是非とも最寄りの日点委委員か、日点委事務局、または関東地区小委員会宛に御連絡いただきたい。それらを集約し、総会における開かれた討論を通じて、より良い結論を目指したいと考えている。

なお、この際敢えて御紹介するが、日点委総会では一般からのオブザーバー参加を歓迎している。これまでも数多くのオブザーバーを得ている。型どおりいえば、オブザーバーは発言自由、決定権なしということになるが、実質的には委員と対等に扱われている。どんな場合にも強行採決などということはない。少数意見も尊重される。多数決というよりは、参加者全員の納得採決というような形で討論が進められている。理療関係用語の表記について前向きな御意見をお持ちの方の一層の御参加を切望する次第である。

II 本検討案の基本的な考え方

1. 現状認識について

先に理療関係用語は埒外に置かれてきたと書いたが、日本点字表記法を作り上げていく過程で、専門用語なるが故に、検討の中心には置かれなかったということであり、表記法の適用において埒外に置かれてきたということではない。当然ルール適用の対象であり、そのように扱われてきた。しかし、専門用語なるが故の特質を踏まえた吟味が系統的になされないままに過ごしてきたため、現状の表記には不統一や学問的矛盾などが少なからず見受けられる。以下にそのごく一部を例示する。

〔例〕 内頸動脈；ナイケイドーミャク、ナイケイ□ドーミャク

長母指伸筋；チョーボシ□シンキン、チョー□ボシ□シンキン

内胸動脈；ナイキョードーミャク、ナイキョー□ドーミャク

上前腸骨棘；ジョーゼンチョーコツキョク、ジョーゼン□チョーコツキョク

後下小脳動脈；コーカ□ショーノー□ドーミャク、コー□カ□ショーノー□
ドーミャク

内側上顆；ナイソクジョーカ、ナイソク□ジョーカ

線維芽細胞；センイガ□サイボー、センイ□ガサイボー

高脂血症；コーシケツショー、コーシケツショー

大腿直筋；ダイタイ□チョクキン、ダイタイ□チョッキン

赤血球；セキケッキュー、セッケッキュー
三角筋；3カクキン、サンカクキン
三焦の原気；3ショーノ□ゲンキ、サンショーノ□ゲンキ
三陰交；3インコー、サンインコー
三里；3リ、サンリ

2. 検討課題について

今回の検討は、ルールの新設や変更を目指すものではない。現在の日本点字表記法を尊重し、そのルールを理療関係用語に正しく適用するための検討である。したがって、検討課題はあくまでもルール適用上の問題である。一つは、専門用語なるが故の留意点の確認であり、今一つは、現状における不統一や矛盾の解消である。これらをルールの区分に照らして整理すると、次の3点に集約される。

- (1) 複合語内部の切れ続きに関する問題
- (2) 促音化が認められる音の表記に関する問題
- (3) 音で発音する数の表記に関する問題

3. 漢語中心の実態について

理療関係用語の大半は、漢語の熟語またはその混種語である。歴史的にみて、医学の言葉は概ね外国から渡来した。東洋医学の言葉は、古く中国から伝来し、漢語として日本語の中に定着した。西洋医学の言葉は、主として明治以降欧米から取り入れられ、ほとんどが漢語の熟語に翻訳された。東西医学の接点に立つ理療の用語の大半が、漢語の熟語またはその混種語であるのは、こうした歴史的経緯による。したがって、理療関係用語の切れ続きは、優れて漢語の切れ続きをめぐる問題であり、促音表記や数表記も同様に概ね漢語の範疇の問題と考えて差し支えない。

4. 意味重視の姿勢について

理療関係用語は、難解な熟語が多い。それを表音仮名文字体系の点字で書き表すのであるから、自ずと限界はあるが、それだけに、切れ続きや促音表記・数表記など、表記法のルールを最大限駆使して、熟語の意味構成を理解しやすいように配慮する必要がある。また、その前提として、専門的知識に裏打ちされた熟語の意味の正しい解釈が必要である。時に陥りがちな誤謬であるが、表面的な文字面とか発音上の慣習な

どに引かれた浅い判断や、勉強不足に由来する誤った判断で、表記を決めることがあってはならない。

ところで、余談になるが、昨年暮れの関東地区月例会でのこと、ベテランの参加者からとても印象深い発言があった。いわく、「僕らが学生の頃は、理療の用語はマスあけ込みで覚えたものだよ。これからの若い人たちもそうあるべきだと思う」と。難解な熟語の多い理療関係用語では、熟語の意味構成を明らかにする手がかりとして、切れ続き（マスあけ）の持つ意義は大きい。「マスあけ込みで覚える」とは言い得て妙である。これを教師の側に置き換えれば、「正しいマスあけ込みで教えるべきだ」となるであろうか。

Ⅲ 複合語内部の切れ続きに感ずる問題

＜関係するルール＞（表記法抜粋）

3章2節6. のルール

複合名詞では、3拍以上の自立可能な意味の成分が、二つ以上あればその境目で区切り、2拍以下の意味の成分は、そのどちらかに続けることを原則とする。

【注意1】漢字4字以上の漢語で、自立可能な意味の成分の前か後ろに、副次的な意味の成分が一つ以上付け加えられたと思われるものは続けて書き表す。

3章2節7. のルール

複合名詞の成分が2拍以下であっても、独立性が強く、意味の理解を助ける場合には区切って書き表す。

1. 熟語の語頭で判断を要するケース

(1) 語頭に2拍以下の自立可能な意味の成分が一つある場合

その成分をA、後ろの自立可能な意味の成分をP、Q、……とする。意味構成がA+Pのように表される場合は、Aの独立性が強く、意味の理解を助ける場合、Aを後ろと区切る。A+(P+Q)のように表される場合は、Aを後ろと区切る。

【例】 脳神経；ノーシンケイ 脳出血；ノーシュッケツ

脳脊髄液；ノーセキズイエキ

脳血流量；ノー□ケツリユーリョー（ノーケツリユーリョー）

脳寄生虫症；ノー□キセイチューショー

脳血管障害；ノ－ケツカンショーガイ（ノ－ケツカンショーガイ）
脳血液閾門；ノ－ケツエキカンモン
脳酸素消費量；ノ－サンソショーヒリョー
胃粘膜；イネンマク 胃潰瘍；イカイヨ－
胃十二指腸潰瘍；イ1 2 シチヨ－カイヨ－（イ 1 2 シチヨ－カイヨ－）
胃十二指腸炎；イ1 2 シチヨ－エン（イ 1 2 シチヨ－エン）
胃十二指腸鏡検査；イ1 2 シチヨ－キョ－ケンサ
（イ 1 2 シチヨ－キョ－ケンサ）
胃回腸反射；イカイチヨ－ハンシャ
胃圧迫造影法；イアツパクゾーエイホー
筋線維；キンセンイ 筋収縮；キンシューシュク
筋原線維；キンゲンセンイ
筋解離術；キンカイリジュツ（キンカイリジュツ）
筋疲労曲線；キンヒロ－キョクセン
筋形成不全；キンケイセイフゼン
筋運動性神経支配；キンウンドーセイシンケイシハイ
肺呼吸；ハイコキュー 肺結核；ハイケツカク
肺切除術；ハイセツジョジュツ（ハイセツジョジュツ）
肺高血圧症；ハイコーケツアツショー
肺迷走神経反射；ハイメイソーシンケイハンシャ
脳ヘルニア；ノ－ヘルニア（ノ－ヘルニア）
脳シンチグラム；ノ－シンチグラム 胃カメラ；イカメラ
胃アトニー；イアトニー（イアトニー）
筋パルス；キンパルス（キンパルス）
筋ジストロフィー；キンジストロフィー
肺ジストマ；ハイジストマ（ハイジストマ）
癌センター；ガンセンター 心エコー；シンエコー
手関節；テカンセツ 膝装具；ヒザソーグ
鍼治療；ハリチリョー（ハリチリョー）
鼻アレルギー；ハナアレルギー 人インスリン；ヒトインスリン
猫エイズ；ネコエイズ 示指伸筋；シジシンキン

皮膚移植；ヒフ□イショク 皮下気腫；ヒカ□キシユ

(2) 語頭に副次的な意味の成分が一つある場合

その成分をA、後ろの自立可能な意味の成分をP、Q、……とする。意味構成がA + Pのように表される場合は、Aを後ろに続ける。A + (P + Q) のように表される場合は、Aを後ろと区切る。

[例] 嗅神経；キューシンケイ 棘突起；キョクトッキ

指伸筋；シンシンキン 膝関節；シツカンセツ

腕神経叢；ワンシンケイソー 外呼吸；ガイコキュー

左心室；サシンシツ 大結節；ダイケッセツ 前縦隔；ゼンジュウカク

上小脳脚；ジョーショーノーキヤク 仙結筋靱帯；センケッセツ□ジintai

踵立方関節；ショーリップー□カンセツ

長母指伸筋；チャー□ボシ□シンキン

総腸骨動脈；ソー□チャーコツ□ドーミヤク

前十字靱帯；ゼン□ジュージ□ジintai

下関節突起；カ□カンセツ□トッキ

大後頭神経；ダイ□コートー□シンケイ

浅会陰横筋；セン□エイン□オーキン

内肛門括約筋；ナイ□コーモン□カツヤクキン

横足根関節；オー□ソクコン□カンセツ

肘正中皮静脈；チャー□セイチャー□ヒジョーミヤク

副橈側皮静脈；フク□トーソク□ヒジョーミヤク

短橈側手根伸筋；タン□トーソク□シュコン□シンキン

前上腕回旋動脈；ゼン□ジョーワン□カイセン□ドーミヤク

(3) 語頭に2拍以下の意味の成分が二つ以上ある場合

それらの成分をA、B、……、後ろの自立可能な意味の成分をP、Q、……とする。意味構成がA + (B + P) のように表される場合は、AもBも後ろに続ける。A + (B + (P + Q)) のように表される場合は、AもBも後ろと区切る。(A + B) + Pのように表される場合は、A + Bを自立可能な意味の成分とみて、後ろと区切る。また、AもBも独立性が強く、意味の理解を助ける場合も、AもBも後ろと区切る。

[例] 上大静脈；ジョーダイジョーミヤク

内頸動脈；ナイケイドーミヤク 後縦靱帯；コージュージintai

長指伸筋；チヨーシンキン 浅掌動脈弓；センショードーミャクキュー
 後下小脳動脈；コー□カ□ショーノー□ドーミャク（コーカ□ショーノー□
 ドーミャク） 前深側頭神経；ゼン□シン□ソクトー□シンケイ
 短後仙腸靱帯；タン□コー□センチョー□ジintai
 右浅腓骨神経；ミギ□セン□ヒコツ□シンケイ
 橈尺関節；トーシャク□カンセツ 腸頸靱帯；チヨークエイ□ジintai
 肋頸動脈；ロクケイ□ドーミャク
 胸鎖乳突筋；キョーサ□ニュートツキン
 距踵舟関節；キョショーシュー□カンセツ
 頸横動脈；ケイオー□ドーミャク 乳様突起；ニューヨー□トッキ
 棘上靱帯；キョクジョー□ジintai 上殿動脈；ジョーデン□ドーミャク
 内胸動脈；ナイキョー□ドーミャク 長胸神経；チョーキョー□シンケイ
 上後鋸筋；ジョーコー□キョキン 中上歯槽枝；チュージョー□シソーシ
 上前腸骨棘；ジョーゼン□チョーコツキョク
 最内肋間筋；サイナイ□ロッカキン
 最上肋間動脈；サイジョー□ロッカンドーミャク
 指指試験；ユビユビ□シケン 肺肝相剋；ハイカン□ソーコク
 子母方円；シボ□ホーエン 兪募相関；ユボ□ソーカン
 脳肝腎症候群；ノー□カン□ジン□ショークーゲン（ノーカンジン□
 ショークーゲン）

(4) 語頭に「左」または「右」がある場合

訓読みする場合は、自立可能な意味の成分であり、後ろと区切ることを原則とする。
 音読みする場合は、副次的な意味の成分であり、後ろに続けることを原則とする。

[例] 左気管支；ヒダリ□キカンシ 右内頸動脈；ミギ□ナイケイドーミャク
 左結腸曲；サケッチョーキョク 右胃動脈；ウイドーミャク

2. 熟語の語尾で判断を要するケース

(1) 語尾に2拍以下の自立可能な意味の成分が一つある場合

その成分をA、前の自立可能な意味の成分をP、Q、……とする。意味構成は、P
 +Aまたは(P+Q)+Aのように表される。Aの独立性が強く、意味の理解を助ける
 場合は、Aを前と区切る。

[例] 無気肺；ムキハイ 含気骨；ガンキコツ 蛋白尿；タンパクニョー
 粘液便；ネンエキベン 茎突舌骨筋；ケイトツ□ゼッコツキン
 扁平上皮癌；ヘンペイ□ジョーヒガン 回旋筋カフ；カイセンキン□カフ
 テニス肘；テニス□ヒジ 結腸紐；ケッチョー□ヒモ
 脊髄猫；セキズイ□ネコ 頸神経巯；ケイシンケイ□ワナ
 咽頭口蓋襞；イントー□コーガイ□ヒダ 視床下部；シショー□カブ
 恥骨下肢；チコツ□カシ

(2) 語尾に副次的な意味の成分が一つある場合

その成分をA、前の自立可能な意味の成分をP、Q、……とする。意味構成は、P+Aまたは(P+Q)+Aのように表される。いずれもAを前に続ける。

[例] 胆嚢炎；タンノーエン 静脈瘤；ジョーミャクリュー
 灰白質；カイハクシツ 棘下窩；キョクカカ
 機能亢進症；キノー□コーシンショー
 脊髄視床路；セキズイ□シショーロ 検査次第；ケンサンダイ
 神経細胞同士；シンケイ□サイボードーシ

(3) 語尾に2拍以下の意味の成分が二つ以上ある場合

それらの成分をA、B、……、前の自立可能な意味の成分をP、Q、……とする。意味構成が(P+A)+Bまたは((P+Q)+A)+Bのように表される場合は、AもBも前に続ける。P+(A+B)のように表される場合は、A+Bを自立可能な意味の成分とみて、前と区切る。

[例] 眼窩上孔；ガンカジョーコー 結節間溝；ケッセツカンコー
 側頭下窩；ソクトーカカ 軟骨下骨；ナンコツカコツ
 大鎖骨上窩；ダイサコツジョーカ 横突棘筋；オートツキョクキン
 動脈管索；ドーミャクカンサク 中足骨頭；チューソクコツトー
 痂皮形成性炎；カヒ□ケイセイセイエン
 胸鎖乳突筋腱；キョーサ□ニュートツキンケン
 内側上顆；ナイソク□ジョーカ 外側広筋；ガイソク□コーキン
 肩甲挙筋；ケンコー□キョキン 細胞間質；サイボー□カンシツ
 大腿筋膜張筋；ダイタイ□キンマク□チョーキン
 肩甲下部；ケンコー□カブ

(4) 語尾の2拍以下の意味の成分の後ろに別の2拍以下の意味の成分が付いて、

漢字2字の自立可能な意味の成分に昇格する場合
昇格した成分を前と区切る。

[例] 前腕筋群；ゼンワンキン、ゼンワン□キングン

大腿筋膜；ダイタイキン、ダイタイ□キンマク

上腕二頭筋腱膜；ジョーワン□2トーキンケン、
ジョーワン□2トーキン□ケンマク

大腿骨頭靭帯；ダイタイコツ、ダイタイコツトー、ダイタイ□コツトー□
ジintai

3. 熟語の語中で判断を要するケース

(1) 2拍以下の意味の成分を前に続ける場合

[例] 腹膜後機関；フクマクコー□キカン

陰茎背神経；インケイハイ□シンケイ

上腕深動脈；ジョーワンシン□ドーミャク

眼窩上神経；ガンカジョー□シンケイ

胸骨傍リンパ筋；キョーコツボー□リンパセツ

甲状腺動脈；コージョーケイ□ドーミャク

(2) 2拍以下の意味の成分を後ろに続ける場合

[例] 子宮広間膜；シキュー□コーカンマク

線維芽細胞；センイ□ガサイボー

大腿動静脈；ダイタイ□ドージョーミャク

環椎横靭帯；カンツイ□オージintai

(3) 2拍以下の意味の成分を前後ろと区切る場合

[例] 先天性筋無緊張症；センテンセイ□キン□ムキンチョーショー

体外腎保存手術；タイガイ□ジン□ホゾン□シュジュツ

粘膜皮膚眼症候群；ネンマク□ヒフ□ガン□ショーコーゲン

低周波鍼通電療法；テイシューハ□ハリ□ツーデン□リョーホー

4. 熟語か裸文節かの判断を要するケース

裸文節（助詞が省略された文節）は分かち書きする。

[例] 舌尖端；ゼツ□センタン 核周囲；カク□シューイ

脳全体；ノー□ゼンタイ　骨表面；コツ□ヒョーメン
腎内部；ジン□ナイブ

5. 前項までに述べたルール適用の総括

総括に先立ち、3章2節6. と7. で規定している意味の成分を分析弁別すると、次のようになる。

(3章2節6.)

- ① 3拍以上の自立可能な意味の成分で区切るもの。これを X_1 とする。
- ② 3拍以上の自立可能な意味の成分で続けるもの。これを X_2 とする。
- ③ 2拍以下の自立可能な意味の成分で続けるもの。これを Y_2 とする。
- ④ 3拍以上の副次的な意味の成分で続けるもの。これを U_2 とする。
- ⑤ 2拍以下の副次的な意味の成分で続けるもの。これを V_2 とする。

(3章2節7.)

- ⑥ 2拍以下の自立可能な意味の成分で区切るもの。これを Y_1 とする。
- ⑦ 2拍以下の副次的な意味の成分で区切るもの。これを V_1 とする。

(他に、 U_1 、即ち、3拍以上の副次的な意味の成分で区切るものが理論上考えられるが、実体は無い)

	3拍以上	2拍以下
自立可能な意味の成分	X_1 X_2	Y_1 Y_2
副次的な意味の成分	U_2	V_1 V_2

以上をベースとして、前項までに述べた切れ続きに関するルール適用が、関係するルールの全般にわたっているかを検証する観点で、以下振り返ってみる。

1. 熟語の語頭で判断を要するケースについて：

- (1)では、 Y_1 と Y_2 を取り上げた。
- (2)では、 V_1 と V_2 を取り上げた。
- (3)では、語頭に $Y_1 \cdot Y_2 \cdot V_1 \cdot V_2$ が二つ以上ある場合を取り上げた。
- (4)では、特殊なケースとして「左」と「右」を取り上げ、原則として、訓読みする「ヒダリ」は X_1 、「ミギ」は Y_1 、音読みする「サ」と「ウ」は V_2 に当たることを述べた。

2. 熟語の語尾で判断を要するケースについて：

(1)では、 Y_1 と Y_2 を取り上げた。

(2)では、 U_2 と V_2 を取り上げた。

(3)では、語尾に Y_2 や V_2 が二つ以上ある場合を取り上げた。

(4)では、語尾で、 Y_2 や V_2 が結合して漢字2字の X_1 や Y_1 に昇格する場合を取り上げた。

3. 熟語の語中で判断を要するケースについて：

(1)では、 Y_2 や V_2 を前に続ける場合を取り上げた。

(2)では、 Y_2 や V_2 を後ろに続ける場合を取り上げた。

(3)では、 Y_1 や V_1 を語中で区切る場合を取り上げた。

4. 熟語か裸文節かの判断を要するケースについて：

【付記】 X_1 は、特別の判断を要する場合がほとんど無いので、取り上げなかった。また、 X_2 は、動詞転成の一部などが考えられるが、理療関係用語にはあまり見かけないので、取り上げなかった。

次に、前項までに述べたルール適用の中から、理療関係用語の切れ続きを考える際に必要と思われる留意点を挙げておく。

(ア) 前提として、専門的な知識に裏打ちされた熟語の意味の正しい解釈と、意味構成に関する深い洞察が必要である。

(イ) 2拍以下の意味の成分の独立性については、意味論で判断するのが基本であるが、慣習との兼ね合いも考慮する必要がある。そのため、同じ成分であっても、置かれる場所や書き手によって、切れ続きの判断が異なる場合もある。

【代表例】 脳神経；ノーシンケイ

脳血流量；ノー□ケツリユーリョー（ノーケツリユーリョー）

脳血液関門；ノー□ケツエキ□カンモン

(ウ) 単独で文節を作ることはまずないと思われる成分であっても、意味構成上、自立可能な意味の成分と見なすことがある。

【代表例】 上殿動脈；ジョーデン□ドーミャク

外側広筋；ガイソク□コーキン

(エ) 混種語中の外来語や和語は、区切ると意味構成がはっきりすることが多い。

【代表例】 脳シンチグラム；ノー□シンチグラム

頸神経畏；ケイシンケイ□ワナ

IV 促音化が認められる音の表記に関する問題

〈関係するルール〉（表記法抜粋）

2章1節6. のルール

促音は、促音符を用いて書き表す。

【注意】 「キ」または「ク」で終わる字音が、次の字音と結合しているものうち、次のような語は、結合の部分が促音化しているか、「キ」または「ク」の発音を保っているかにかかわらず、その部分をなるべく「キ」または「ク」と書き表す。

【例】 的確；テキカク 液化水素；エキカ□スイソ

菊科植物；キクカ□ショクブツ 多角形；タカクケイ

水族館；スイゾクカン 声楽家；セイガクカ

(1) 促音化が十分熟している場合

促音符を用いて書き表す。

【例】 血管；ケツカン 疾病；シツペイ 圧迫；アツパク

出血；シュツケツ 肋間；ロツカン 石灰化；セツカイカ

(2) 促音化は認められるが、原音で発音しても通じる場合

なるべく原音の「ツ」「キ」または「ク」で書き表す。

【例】 膝窩動脈；シツカ□ドーミャク

外側翼突筋；ガイソク□ヨクトツキン

中足骨頭；チューソクコツトー 赤血球；セキケツキュー

郄穴；ゲキケツ 白血球；ハクケツキュー 絡穴；ラクケツ

腹筋；フクキン 三角筋；3カクキン

V 音で発音する数の表記に関する問題

〈関係するルール〉（表記法抜粋）

2章3節6. のルール

数量または順序を意味する語で、漢字音のまま発音する場合には、数字を用いて書き表すが、数量や順序の意味の薄れた慣用語では、意味の理解を妨げない限り、仮名を用いて書き表す。

(1) 数量または順序を意味する語の場合

数字を用いて書き表す。

[例] 上腕二頭筋；ジョーワン□2 トーキン 三角筋；3 カクキン
第5肋間；ダイ5□ロクカン 三焦経；3 ショーケイ
三陰交；3 インコー 三間；3 カン 四華患門；4 カ□カンモン
五臓六腑；5 ゴー□6 プ

(2) 数量や順序の意味が無い、薄れた語の場合

仮名を用いて書き表す。

[例] 十字靱帯；ジュージ□ジintai 三里；サンリ 四満；シマン
四白；シハク 五里；ゴリ

VI 終わりに

理療関係用語の表記をめぐる問題に関心を深めていただく一助として、本年の第30回総会の議論から一部を紹介してみる。

「内頸動脈」について

提案者側の意見：頸部を通過して頭部にめぐるとい太い動脈幹を頸動脈といい、その枝のうち、頭蓋の内側にめぐるとものを内頸動脈、頭蓋の外側にめぐるとものを外頸動脈、枝分かれする前の総括的な本幹を総頸動脈という。したがって、内頸動脈の意味構成は、「ナイ」+「ケイドーミャク」であり、2拍の副次的な意味の成分である「ナイ」は、後ろの「ケイドーミャク」に続けて書く。

反論または疑問の意見：

(1) 「ナイケイ□ドーミャク」は頸の内側を通る動脈、「ガイケイ□ドーミャク」は頸の外側を通る動脈と解釈して区切ってよいのではないか。

(提案者側のコメント) それでは総頸というのはどこを通るのか。そもそも内頸とか外頸という概念には無理がある。「内外の頸動脈に分かれる」とはいうが、「内頸・外頸の動脈に分かれる」とは言わない。

(2) 「ナイケイ□ドーミャク」と区切って書いてきた慣習があるので、続けるのには抵抗がある。

(提案者側のコメント) 慣習は尊重したいが、意味構成上の正しさはそれ以上に重視したい。

(3) 動脈というしっかりした概念を浮き立たせる意味で、「ナイケイ□ドーミャク」でよいのではないか。

(提案者側のコメント) 肺動脈や腹大動脈は、動脈を浮き立たせるために「ハイ□ドーミャク」「フクダイ□ドーミャク」とは書かない。

(4) 内胸動脈というのがあるが、それとの対応関係はどうか。

(提案者側のコメント) 内胸動脈は鎖骨下動脈の枝で、胸壁の深部や前縦隔、胸腺、気管支、心膜、横隔膜など胸の内部にめぐっている。内胸という語は、他ではあまり見かけない独自の漢語表現であるが、その意味は、この動脈のめぐり先である胸の内部を示している。同じような発想の命名に、上殿動脈や長胸神経などがある。つまり、内胸動脈の意味構成は、「ナイキョー」+「ドーミャク」となる。「ナイケイドーミャク」と「ナイキョー□ドーミャク」は、文字面は似ているが、意味構成がこのように違うので、切れ続きも異なってくる。

「三陰交」「三間」について

提案者側の意見：三陰交という経穴は、内果の後ろ上にあって、ここで足の三陰経、即ち、太陰脾経、厥陰肝経、少陰腎経という三つの経絡が交わる所とされている。三間という経穴は、人差し指の爪側から数えて3番目の指節、即ち、解剖学でいう基節にあるツボという意味である。2番目の指節(中節)にあるツボは、漢数字の二を書いて「ジカン」と呼んでいる。このように「3インコー」も「3カン」も、数量や順序の意味が明確なので、数字を書く。

反論または疑問の意見：

(1) 三焦は、上焦・中焦・下焦ということで、数字で書いてよいと思うが、経穴名は、固有名詞とみて、「サンインコー」「サンカン」など全て仮名で書いてよいのではないか。

(提案者側のコメント) 『広辞苑』によると、固有名詞というのは、「同類の中の一つを他と区別するために付けた名称を表す名詞」となっている。だから、固有名詞は、対象を特定する。湯川秀樹といえば、ノーベル賞をもらったあの湯川博士一人を指す。経穴名はどうか。三陰交といっても、現在地球上に生きている50数億人の足には全て三陰交があり、過去に生存した人類の全て、及び、未来に生まれるであろう人類の全てにも三陰交はある。三陰交は無限に存在し、対象を特定できない。つまり、経穴名は、固有名詞ではなく、普通名詞である。だから、経穴名に固有名詞のルールを適用することは妥当でない。

(2) それでは三里はどうするのか。

(提案者側のコメント) 三里の三は諸陽の始まりとされている。数には、奇数と偶数があり、奇数は陽、偶数は陰とされている。2で割って最も小さな余りの出る数は3であり、そこから「三は諸陽の始まり」とされている。ちなみに、三里の穴名の意義は、「陽病の初期症状に効くツボ」という意味である。このように、三里の三は、もともとは数量の意味があったといえるが、今ではそれが薄れている。だから、「サンリ」は仮名で書いてよいと思う。

(3) これまで「3ショー」は数字、「サンインコー」「サンカン」は仮名で書いてきた慣習があるので、馴染まない。「3インコー」「3カン」と数字で書くと、感じが悪い。

(提案者側のコメント) 専門用語であるから、意味を反映する表記が望ましい。数字か仮名かの線引きを、「3ショー」と「サンインコー」の間にするか、「3インコー」と「サンリ」の間にするかの問題だと思う。前者は、慣習に沿うかもしれないが、三焦には数量の意味があり、三陰交にはそれが無いという説明は筋が通らない。後者は、表記法のルールに沿っており、「3ショー」や「3インコー」や「3カン」を数字で書く理由を説明すると、それがそのまま意味の理解に通じる。慣習も尊重しなければならないが、これから学ぶ新しい人たちのことも考える必要がある。英断をもって、ルールに沿う表記を採るべきではないか。

今回御紹介した理療関係用語の表記をめぐる問題は、来年度の第31回総会でも取り上げていただき、できれば全体の合意を得て、教科書や試験問題をはじめ、関係の文献における表記の統一につなげていきたいと考えている。繰り返しになるが、関係各位の活発な御意見と議論への参加を期待して止まない。

(文責：宮村 健二)

数式表記の解釈及び追記について

点字科学記号専門委員会

数学記号については、『点字数学記号解説』および「日本の点字18号」に発表された『日本点字表記法 1990年版』発行に伴う解釈に基づいて表記される。しかし指定されている表記が、教育上の配慮や墨字表記との整合性を明確にする必要のある場合には、必ずしも十分であるとは限らない表現がある。そこで、下記の(1)~(3)については使用範囲を広げ、(4)の略記法については紛らわしくないように使用範囲を限定した。なお、このうち(1)、(2)、(4)は『点字数学記号解説』の「解釈」の範囲と考えられるが、(3)については『解説』には含まれていない内容で、「許容事項」の追記となる。

(1) 分数線の上であることを示す場合、分子が二つ以上の異なる要素の積の場合等も、 $\frac{ab}{2}$ $\frac{-1}{3}$ でくくって示すことができる。

[例] $\frac{ab}{2}$ $\frac{-1}{3}$

(2) 二つ以上連続する大文字の大文字符

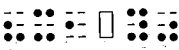
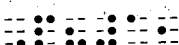
『点字数学記号解説』では、「図形の記号においては、最初の1字のみに大文字符を前置するだけで、二つ目以下は省略してもよい」とされているが、省略した表記しか例示されていない。大文字であることを明確に示す場合には省略しないで表記することができるので、次の例を追加する。

[例] 線分AB \vec{AB} $\triangle ABC$

(3) 座標表示等のコンマ

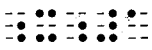

『点字数学記号解説』では、「数式中に現われるコンマは、すべてマスあけに変える」とされているが、座標・区間・ベクトルなどでは「 $\frac{1}{2}$ 」も用いることができることとする。

注意：この場合、「 $\frac{1}{2}$ 」のあとにマスあけがないと別の記号になるから、マスあけを省いてはならない（『点字数学記号解説』p.22 参照）

[例] (x, y)  $P(1, 2)$ 

(4) 右下の添字

『点字数学記号解説』では「文字の右下に付ける添字を示すには、それらの文字に続けて ⠨ を打ち、それに続けて添字を書くのを原則とする。」とされており、その後「添字が数字だけからなる場合の略記法」が示されている。なお、略記法の使用にあたっては、図や行列など、マス数の制約のある場合を除き、略記法を用いる場合の略数字は一桁に限ることが望ましい。

[例] x_1  $\log_2 x$ 

(1994年9月24日)

点字理科記号の解釈について

点字科学記号専門委員会

理科記号については、『点字理科記号解説』および「日本の点字18号」に発表された『日本点字表記法 1990年版』発行に伴う解釈に基づいて表記することになっています。しかし、理科関係の学習参考書や専門書などの点訳で、解釈によってまちまちの表記が行われるような傾向が出てきています。そこで、点字科学記号専門委員会で検討した結果、以下のように解釈を設けることとしました。

1. 変数・定数を表すラテン文字の大文字は、日本語文中でも外文字を省略して、大文字のみを前置することにします。

『点字理科記号解説』p.1 1.1(3)には、このことに関して、日本語文中で仮名と読み誤るおそれのある、U、V、Xには外文字をつけるように記されていますが、実際には、理科においては、この混同は考えられません。それよりも、墨字の活字で斜体で表される変数・定数を、正体で表されるものと明確に区別する必要があることがしばしばあります。そこで、変数・定数を表すラテン文字は、U、V、Xを含めて、どの場合も外文字を省略することにします。また、ギリシア文字の大文字が、変数・定数を表す場合についても同様に考えます。

[例1]

図のような電気回路がある。Eは起電力 E [V] の電池、 C_0 、 C_1 、 C_2 はそれぞれ電気容量 C [F]、 $2C$ [F]、 C [F] のコンデンサーである。

□ □ ズノ ヨーナ □ デンキ □ カイロガ □ アル。 □ □ ⠠⠠⠠⠠ □ ワ □
キデンリョク □ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □ ノ □ デンチ、 □ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □
⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □ ワ □ ソレゾレ デンキ □ ヨーリョー □
⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □ ノ □
コンデンサーデ □ アル。

[例2]

静電エネルギー U [J] を求めよ。

□ □ セイデン □ エネルギー □ ⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠ □ ヲ □ モトメヨ。

2. 外国文字で始まる関係式についても、文章中に行替えしないで書き表すときは外文字を前置することができます。これは『点字数学記号解説』p.15 2.1の規定を、より読みやすい表記ができる方向に解釈の幅を広げたもので、詳細は以下のとおりです。

(1) 外国小文字で始まる数式等を文章中に行替えしないで書き表すときは、その数式等に等号や不等号などの関係記号を含む・含まないにかかわらず、初めの外国小文字に外文字を前置することができます。

(2) 大文字で始まる数式等は、文章中に行替えしないで始まるU、V、Xであっても、初めの外国文字に外文字をつけず、大文字符だけで使用することとします。(上記1. 参照)

(3) 上記(1)(2)の外国文字とは、ラテン文字、ギリシア文字、ドイツ文字を指しています。

3. 化学式のうち、構造式(示性式)については、次のように表します。

(1) 縦や斜めの価標を含まず横1行に書けるものは、価標記号を用いて書くことを原則とします。

この場合、価標記号を用いて書いた式から縦や斜めの線(価標)が出ていると、その部分を見落とす危険がありますから、価標記号と図として線で表す価標とは、一つの構造式中で同時に使うことのないように注意しなければなりません。

(2) 縦や斜めの価標を含む構造式は、墨字の表記にならない、元素記号を点字で、価標を線として図式的に表すこととします。

『点字理科記号解説』p.16 2.5構造式(2)では、この書き方の他に「斜めの価標を水平あるいは垂直方向に移動するなどし、変形して価標記号を用いて書く。」ことを認めています。教科書や参考書、各種試験などでは墨字表記どおりに書く方法が定着してきましたので、後者の方法は特別に必要な場合以外は用いないこととします。したがって、p.16の酢酸の構造式を例にとると、ここにあげた二つの例のうち、左の図のように書くこととし、右の図のような書き方はしないということになります。また、p.18~20に例示された方法も特別な場合以外は用いないこととし、ここに例としてあげた物質の構造式も、墨字の表記どおりに図として表すことになります。

(3) 上記(2)の規定にかかわらず、試験問題などで解答する場合には、原則として示性式を書き、必要に応じて言葉による説明を添えることで、構造式に替えることが認

められています。

4. 電子式は墨字表記にならって図として書くこととします。その場合、電子の点は点字の点より大きい点を用いるなどして、点字の点との混同がないようにします。

『点字理科記号解説』p.15 2.3では、図示する方法以外に、不對電子を e 、孤立電子対を $e p$ として示す方法も記されていますが、これは点字使用者、点訳者、墨訳者のすべてがこの表し方に熟知している場合だけに用いる限定的な使用と考えます。

5. 配線図は墨字の図で用いられている記号のうち、文字は点字で、それ以外はそのまま線で図示することを原則とします。この場合、例えば、抵抗を表す記号では山形の数を減らして表すなど、触って認知しやすいように必要な省略をすることもあります。

なお、『点字理科記号解説』p.28~34には電気に関する点字記号とそれを用いた配線図が示されていますが、現在では教科書や各種の試験などでも墨字どおりに図示するようになっており、ここに示されたような電気に関する点字の記号を知らない読者も多くなっています。そこで、これらの記号は、墨字どおりに図示することができない場合に限って用いることとし、その場合も記号についての注あるいは凡例をつけて用いることとします。

(1994年9月24日)

日本点字委員会総会報告

日本点字委員会は、1994年5月14日・15日の両日、東京都新宿区の戸山サンライズにおいて、第30回総会を開催し、次の事項を協議した。出席委員は阿佐博会長はじめ21名、事務局員6名、会友・オブザーバー等20名であった。

1. あはき国家試験点字問題における注の表記について

横浜市立盲学校の岩屋芳夫教諭から、注に使用するカッコ類の使い分けを主とする「第2回あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等国家試験点字問題における注の表記について」の問題提起があり、墨字の問題文そのものに付いているカッコと、点訳に当たって付けられたカッコとの使い分け等の是非について協議した。協議内容の詳細は別項の「第2回あん摩・マッサージ・指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験における点字表記について」のとおりである。

2. 経絡経穴における同音異穴の点字注について

宮村健二委員の「同音異穴の点字注についての検討案」（関東地区小委員会）に基づいて、同音異穴に付ける点字注の標準化について協議した。協議結果を踏まえてまとめたのが、別項の「同音異穴の点字注記標準化についての提案」である。

3. 理療関係用語の点字表記について

宮村健二委員から「理療関係用語の点字表記についての検討案」（関東地区小委員会）についての提案があり、解剖用語等の切れ続きについて協議した。理療関係用語の意味を大事にしながら『日本点字表記法 1990年版』のルールにそって検討案をまとめ、『日本の点字 第20号』に掲載し、広く意見を徴することとした。

4. 委員・役員等の改選について

1994年は委員等の改選の年に当たり、盲教育界代表委員は、平成5年度の全日本盲学校教育研究大会北海道大会において、盲人社会福祉界代表委員は、日本盲人社会福祉施設協議会の点字図書館・出版部会において、また、学識経験委員は、第30回総会に先立って開催された両界代表委員協議会において、それぞれ次のとおり選出され、1998年3月まで4年間、第7期委員としての任務に当たることになった。

盲教育界代表委員は、秋元喜代子（大阪市立盲学校）、宇和野康弘（宮城県立盲学校）、金子昭（神奈川県立平塚盲学校）、塩谷治（筑波大学附属盲学校）、中村幹夫（石川県立盲学校）、秦彰文（京都府立盲学校）、堀崎忠彦（愛知県立岡崎盲学校）の

7名である。

盲人社会福祉界代表委員は、岩井和彦（奈良県視覚障害者福祉センター）、岩下恭士（毎日新聞社・点字毎日）、加藤俊和（日本ライトハウス点字情報技術センター）、高橋秀治（カトリック点字図書館出版部）、田中徹二（日本点字図書館）、肥後信之（東京点字出版所）、藤野克己（岐阜訓盲協会点字図書館）の7名である。

また、学識経験委員は、阿佐博（東京ヘレン・ケラー協会点字出版局）、木塚泰弘（国立特殊教育総合研究所）、小林一弘（全国盲学校長会）、直居鉄（日本社会事業大学）、永井昌彦（京都府視覚障害者協会）、宮田信直（日本ライトハウス）、宮村健二（筑波技術短期大学）、村谷昌弘（日本盲人会連合）の8名である。

今回の総会において、これらの委員の互選により、会長には阿佐博が、副会長には木塚泰弘と小林一弘が、そして、事務局長には直居鉄が、会計監査には金子昭と高橋秀治がそれぞれ選出された。また、事務局員には、渡辺昭一（京都ライトハウス点字出版部）、水谷吉文（天理教点字文庫）、当山啓（日本点字図書館）、植村信也（日本点字図書館）、原田早苗（筑波大学附属盲学校）、根本厚志（東京ヘレン・ケラー協会点字出版局）の6名が阿佐会長から委嘱された。

5. 点字科学記号専門委員会の委員の補充について

宮村健二委員長から、点字科学記号専門委員会活動の充実のため、現行委員11名に次の6名を委員として補充したい旨の提案があり、承認された。

石川准（静岡県立大学）、乙川利夫（国立身体障害者リハビリテーションセンター）、澤崎陽彦（東京都立秋川高等学校）、福井哲也（東京都北療育医療センター）、山口雄仁（日本大学短期大学部）、吉泉豊晴（労働省）

編 集 後 記

『日本の点字 第20号』をお届けします。今回は、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師国家試験の点字表記にかかわる提案等を3本掲載することになりました。忌憚のない多くの御意見をお待ちしています。

同じ視覚障害者のための試験問題ですが、大学入学試験問題の点訳は、現在、全国高等学校長協会の入試点訳事業部が窓口となって点訳作業が実施されています。大学入試の時季になると、首都圏や近畿圏の幾つかの盲学校に、大学から入試問題点訳の依頼があって、日常の授業に支障が出てきたための打開策として、普連協や全国盲学校長会の大学進学対策委員会と協議し、全国高等学校長協会の協力を願って発足させた組織です。平成2年度に準備委員会を結成し、平成3年度の大学入試から試行し、平成4年10月に正式に発足させました。理事長は浅川英雄・前全国盲学校長会長、事務局長に当たる専務理事は尾関育三・前普連協事務局長です。事務局は筑波大学附属盲学校に置かれています。ちなみに、全国盲学校長会の大学進学対策委員会は、大学入試センター試験の点訳について、入試センターとの話し合いの窓口になっています。

また、大蔵省印刷局では、官公庁関係の文書を点訳できる技能を持った職員を養成したいということで、平成6年10月から虎ノ門工場内で点訳講習会が開始されています。この講習会の講師は、東京ヘレン・ケラー協会点字出版局の阿佐博編集主筆です。

一方、点訳ボランティアや中学校・高等学校等の点字クラブ、あるいは短期大学の福祉講座などの学生のために、一定程度の基礎的なレベルの点字表記法習得基準を設定しておこうというねらいで、日本盲人会連合内に「点訳基礎講座カリキュラム委員会」が設置されました。委員の構成メンバーは、国立特殊教育総合研究所・木塚泰弘視覚障害教育研究部長、全国盲学校長会・小林一弘会長、岐阜訓盲協会・藤野克己点字図書館長、日本盲人会連合・牧田克輔情報部長の4名です。当座の目標は、初級程度のカリキュラムとテキストとを作成することになっています。

最近の点字に関する二、三の情報を紹介し、編集後記にかえることにいたします。

(小林 一弘)

日 本 の 点 字 第 20 号

1994年12月1日発行

発 行 日 本 点 字 委 員 会

〒 169 東京都新宿区高田馬場1-23-4

日本点字図書館内

電話 (03) 3209 - 0241

印刷所 合 同 印 刷 株 式 会 社

〒 130 東京都墨田区業平2-9-13
